

# 参 考 資 料

## (規則等改正案)

(国土交通省提出資料)

- ・ 船員電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（案）…………… 2
- ・ 船員電離放射線障害防止規則の規定に基づき国土交通大臣が定める限度及び方法の一部を改正する告示（案）…………… 8

○国土交通省令第 号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十一条第一項及び第四項の規定に基づき、船員電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

船員電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令

船員電離放射線障害防止規則（昭和四十八年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第七条 船舶所有者は、放射線業務従事者の受ける等価線量(第三十八条第一項第三号に掲げる線量に係る等価線量を除く。)が一年間につき、次に掲げる値を超えないようにしなければならない。</p> <p>一 眼の水晶体 五十ミリシーベルト</p> <p>二 (略)</p> <p>三 船舶所有者は、第一項第一号の眼の水晶体を受ける等価線量については、五年間につき百ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。</p> <p>(線量の測定)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 前項に規定する外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、当該外部被ばくによる線量を算定するために適切と認められるものについて行うものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(線量の測定結果の確認及び記録)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 船舶所有者は、前条の規定による想定又は計算の結果に基づき、遅滞なく、次に掲げる放射線業務従事者の受けた線量を国土交通大臣が告示で定める方法により算出し、その都度記録するとともに、算出の結果を当該船員に知らせなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 等価線量の三月ごとの合計及び一年ごとの合計(眼の水晶体を受</p>	<p>第七条 船舶所有者は、放射線業務従事者の受ける等価線量(第三十八条第一項第三号に掲げる線量に係る等価線量を除く。)が一年間につき、次に掲げる値を超えないようにしなければならない。</p> <p>一 眼の水晶体 百五十ミリシーベルト</p> <p>二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(線量の測定)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 前項に規定する外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量について行うものとする。ただし、次項の規定により、同項第二号に規定する部位に放射線測定器を装備させることにより行う測定は、七十マイクロメートル線量当量について行うものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(線量の測定結果の確認及び記録)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 船舶所有者は、前条の規定による想定又は計算の結果に基づき、遅滞なく、次に掲げる放射線業務従事者の受けた線量を国土交通大臣が告示で定める方法により算出し、その都度記録するとともに、算出の結果を当該船員に知らせなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 等価線量の三月ごとの合計及び一年ごとの合計</p>

けた等価線量にあつては、三月ごとの合計、一年ごとの合計及び五  
年ごとの合計)

四  
(略)

四  
(略)

地方運輸局長 殿  
運輸監理部長

船舶所有者の住所及び氏名又は名称

①放射線業務の種類				健康診断実施年月日		年 月 日	
船名		総トン数		用途		航行区域（従業制限）	
放射線業務従事者数		男		女		計	
異常所見者数		男		女		計	
②健康診断受診船員数	③実効線量による区分		5mSv 以下の者	5mSv を超え20mSv 以下の者	20mSv を超え50mSv 以下の者	50mSv を超える者	計
	性別						
	男						
	女						
	④眼の水晶体の等価線量による区分		45mSv 以下の者	45mSv を超え150mSv 以下の者	150mSv を超える者		計
	性別						
	男						
	女						
	⑤その他の等価線量による区分		150mSv 以下の者	150mSv を超え500mSv 以下の者	500mSv を超える者		計
	性別						
	男						
	女						
項目	性別	異常所見のある者	異常所見のない者	項目	性別	異常所見のある者	異常所見のない者
白血球数	男			ヘマトクリット値	男		
	女				女		
白血球百分率	男			眼	男		
	女				女		
赤血球数	男			皮膚	男		
	女				女		
血色素量	男						
	女						

- ①の欄には、原子炉の運転及びこれに付随する放射性物質の取扱い、エックス線装置の使用又は放射性物質装備機器の取扱いの別を記載すること。
- ②の欄には、皮膚又は眼の検査のみを行った場合には、記載することを要しない。
- ③、④及び⑤は、今回の健康診断の前一年間に受けた線量によって行うこと。

改正後

第二号様式（第四十九条）

船員電離放射線健康診断結果報告書

年 月 日

地方運輸局長  
運輸監理部長 殿

船舶所有者の住所及び氏名又は名称

①放射線業務の種類						健康診断実施年月日		年 月 日	
船名		総トン数			用途			航行区域（従業制限）	
放射線業務従事者数		男				女		計	
異常所見者数		男				女		計	
②健康診断受診船員数	③実効線量による区分		検出限界未満の者	5mSv以下の者	5mSvを超え20mSv以下の者	20mSvを超え50mSv以下の者	50mSvを超える者	計	
	性別								
	男								
	女								
	④眼の水晶体の等価線量による区分		検出限界未満の者	20mSv以下の者	20mSvを超え50mSv以下の者	50mSvを超える者	計		
	性別								
男									
女									
⑤その他の等価線量による区分		検出限界未満の者	150mSv以下の者	150mSvを超え500mSv以下の者	500mSvを超える者	計			
性別									
男									
女									
項目	性別	異常所見のある者	異常所見のない者	項目	性別	異常所見のある者	異常所見のない者		
白血球数	男			ヘマトクリット値	男				
	女				女				
白血球百分率	男			眼	男				
	女				女				
赤血球数	男			皮膚	男				
	女				女				
血色素量	男								
	女								

- ①の欄には、原子炉の運転及びこれに付随する放射性物質の取扱い、エックス線装置の使用又は放射性物質装備機器の取扱いの別を記載すること。
- ②の欄には、皮膚又は眼の検査のみを行った場合には、記載することを要しない。
- ③、④及び⑤は、今回の健康診断の前一年間に受けた線量によって行うこと。

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第 号

船員電離放射線障害防止規則（昭和四十八年運輸省令第二十一号）第十二条及び第十三条第二項の規定に基づき、船員電離放射線障害防止規則の規定に基づき国土交通大臣が定める限度及び方法の一部を改正する告示を次のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和元年 月 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

船員電離放射線障害防止規則の規定に基づき国土交通大臣が定める限度及び方法

船員電離放射線障害防止規則の規定に基づき国土交通大臣が定める限度及び方法（平成十三年国土交通省告示第三百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(線量の算出方法)</p> <p>第五条 規則第十三条第二項の国土交通大臣が告示で定める方法は、次の各号に定めるところにより算出する方法とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 等価線量の算出は、次のとおりとすること。</p> <p>イ 眼の水晶体の等価線量の算出は、放射線の種類及びエネルギーを考慮して、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のいずれかの適切な方法</p> <p>ロ・ハ (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(線量の算出方法)</p> <p>第五条 規則第十三条第二項の国土交通大臣が告示で定める方法は、次の各号に定めるところにより算出する方法とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 等価線量の算出は、次のとおりとすること。</p> <p>イ 眼の水晶体の等価線量の算出は、放射線の種類及びエネルギーを考慮して、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のいずれかの適切な方法</p> <p>ロ・ハ (略)</p>

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。